

平成28年度第2回福岡県がん対策推進協議会議事録

日時 平成29年1月13日(金)

14:00~15:30

場所 福岡県庁北棟10階 特9会議室

※議事録の文章は、実際の発言の趣旨を損なわない程度に、読みやすく整理したものです。

(司会)

それでは定刻になりましたので、平成28年度第2回福岡県がん対策推進協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、皆様大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます県庁健康増進課 課長技術補佐の掛川と申します。

よろしく願いいたします。

開催に当たりまして、健康増進課長の岩本より挨拶を申し上げます。

(健康増進課長)

健康増進課長の岩本でございます。

まずは、あけましておめでとうございますと、申し上げさせていただきます。本年もよろしく願いいたします。

本日は、年初めのお忙しいところ、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今年度も残すところ、あと3ヶ月となっております。改めてではございますが、委員の皆様方には、日頃より本県のがん対策の推進にご理解・ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本日の協議会につきましては、本年度第2回目となっております。第1回目の協議会におきましては、平成27年12月に国が策定しました「がん対策加速化プラン」でも対策を推進することとされておりました二つの事項、「がんと就労」「小児がん対策」を主な議題とさせていただきます。

また、「がん検診よか取り組み事業所知事表彰」につきましてもご議論いただきまして、知事表彰の事業所の選定を進めることができました。おかげ様で、素晴らしい取り組みをされている事業所を表彰させていただきました。後ほど、事務局から事業所名と、その取り組み内容等につきましてもご説明申し上げます。

さて、本日の協議会では、「福岡県がん対策推進計画」を推進するための具体的な取り組みを定めております「福岡県がん対策アクションプラン」の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。

また、国のがん対策基本法が改正されました。この改正の動向を踏まえ、次期「福岡県がん対策推進計画」の策定のスケジュール等につきましてもご報告いたします。

さらに、地域連携クリティカルパスやがん教育推進事業等についてもご議論いただきたいと考えております。

本日の協議会は、限られた時間ではございますが、どうぞ、忌諱のないご意見をいただき

まして、本県のがん対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

どうぞ最後まで、よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日、欠席のご連絡いただいている委員の方をお伝えいたします。

古賀委員、田村委員、西原委員、本田委員、松永委員におかれましては、所用によりご欠席のご連絡をいただいております。

また、安河内委員の代理といたしまして、厚生労働省福岡労働局職業安定部職業対策課 課長補佐の橋本様に代理でご出席いただいております。

また、佐田委員におかれましては、診療の関係で少し遅れるとのご連絡が事務局に入っておりますので、定刻から始めさせていただいております。

あと、本日の協議には、5名の方が傍聴されますことをお知らせいたします。

では、議題の審議にあたりまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

[配布資料の確認]

それでは、これからの議事進行につきましては、松田会長にお願いしたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(松田会長)

改めまして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入ります。

議題1、議題2、そして議題3は関連がありますので、一緒に事務局から説明をいただきたいと思っております。

それでは議題1の福岡県がん対策アクションプランの進捗状況について、議題2のがん対策基本法の一部改正について、それから議題3の福岡県がん対策推進計画の次期計画の策定について、続けて説明をお願いします。

(砂田係長)

皆様、こんにちは。健康増進課保健事業係長の砂田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず、資料1をご覧ください。「福岡県がん対策アクションプラン」についてです。

「福岡県がん対策アクションプラン」は、「福岡県がん対策推進計画」を推進するための具体的な取り組みとして作成しております。このアクションプランは全体目標と個別目標を定めておりまして、目標値を設定している部分の進捗状況の概要を今から説明をいたします。

2ページを開いてください。

「Ⅱ 全体目標」として「がんによる死亡者の減少」(75歳未満の年齢調整死亡率の20%以上減少)となっておりますが、その表の真ん中の「現状」というところが、平成28年度の数値目標、その「現状」の82.7というところの左側の鍵括弧〔83.9〕が27年度の数値目標となっておりますので、28年度の数と27年度の鍵括弧の数を見ながら、比較をして頂けたらと思っております。

全がんの死亡率は、人口10万対82.7となっており、昨年度から1.2人減少しております。全体目標の20%以上の減少という目標値に徐々に近づいております、概ね達成する見込みということで「改善をしている」と評価しております。

次に「Ⅲ 個別目標と具体的な取組」の「1. がん医療」の「(1) 医療提供体制等の整備」についてです。

「地域連携クリティカルパスの活用状況」についてですが、現状のところの連携先が816件、昨年度は678件、患者数については1,973件、昨年度が1,474人と件数が増えておりますので、「改善している」と評価しております。

次に3ページの「(2) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実と医療従事者の育成」についてですが、「拠点病院における医療従事者の配置状況」の現状を見ますと、拠点病院の数が分母で、専門医の数が分子となっており、地域によっては充足をしていないところもありますが、拠点病院の方で順次配置を進めていただいているところです。こちらは「一層の取組が必要」と評価しております。

次に4ページの「(3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進」についてですが、「緩和ケア指導者研修及び精神腫瘍学指導者研修会総修了者数」の現状を見ますと、緩和ケア指導者が156名、昨年度が145名、精神腫瘍学指導者が56名、昨年度が51名となっており、目標に向けて増加をしているので、「改善している」と評価しております。

次の「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会」の総修了者数の現状は4,073人、昨年度が2,950人となっておりますが、こちらにつきましては、平成29年6月までに、全てのがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修を終了するために、国から各拠点病院に対して、研修計画を出すように指示されております。これに基づき、各拠点病院などでは研修回数を増やしたり、周知を徹底したりして、研修修了生の増加に努力していただいているところです。

次に5ページの「(4) 在宅医療の推進」についてですが、「がん患者の在宅死亡割合」の現状は10.4%、昨年度は9.2%となっており、こちらは「目標達成」をしております。

次に6ページの「2. がんに関する相談支援及び情報提供体制の整備」をご覧ください。

「がん相談支援センター相談員指導者研修総修了者数(県内)」は、毎年度、拠点病院等から提出いただいている現況報告から計上しておりますが、現状は61人、昨年度は18人となっており、こちらも「目標達成」をしております。

表の一番下の行の「拠点病院のがん相談支援センターでの相談件数合計」、こちらは2か月の合計になりますが、現状は4,377件、昨年度は3,858件となっており、件数は伸びておりますが、「一層の取組が必要」と評価しております。こちらについては、全国的にもがん相談支援センターの認知度が低いと言われておりますので、福岡県でも啓発に取り組んでいるところです。

次に7ページの「3. がん予防の推進」をご覧ください。

こちらの、たばこ対策、野菜摂取量とかの食生活、肥満者の割合の減少というような生活習慣の改善推進に関しましては、「平成27年国民健康・栄養調査結果」によるものですが、「一層の取組が必要」と評価しております。これらについては、福岡県健康増進計画「いきいき健康ふくおか21」に基づきまして、目標値達成に向けて、計画を推進することとしております。それと、拠点病院の敷地内禁煙の現状については、分母については地域がん診療病院が2か所増えておりますので19と増えておりますが、17か所ということで、昨年度の13か所から増加しているため、「改善している」と評価しております。

次の9ページは「4. がんの早期発見の推進」になります。

「がん検診受診率」は平成25年の国民生活基礎調査が一番新しい数値になります。福岡県の受診率は伸びておりますが、全国的には下位グループに位置している状況になっております。

また、がん検診の精度管理の方では、「がん検診の精検受診率」や「未把握率」については、「一層の取組が必要」と評価しております。それと、一番下の「働く世代をがんから守る

がん検診推進事業」への登録事業所数についてですが、こちらは「中小事業所の従業員のがん検診の受診者数を増やし受診率を伸ばしていこう」という事業になりますので、登録事業所数の増加に取り組んでいるところです。こちらの目標が10,000事業所になりますが、平成28年11月末時点で2,873事業所ですので、こちらも「一層の取組みが必要」と評価しております。

次に11ページの「5. がん登録の推進」です。「地域がん登録に届け出た病院の割合」は、平成28年度が85機関になっておりますが、皆様ご存知のとおり、平成28年の1月から全国がん登録が開始となりまして、全ての病院から届け出ることになっております。昨年度、医療機関等を対象に説明会を実施しましたが、今後がん登録の届出の円滑な業務を行っていきたいと思っております。

次に12ページの「6. がん研究の推進」です。こちらの「拠点病院における臨床研究コーディネーターの配置」については、昨年度と変化はございませんが、目標値に近い値になっておりますので「改善している」と評価しております。

次の13ページ「7. 働く世代のがん患者支援の充実」ですが、先ほど「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録事業所数を伸ばしていくと述べましたが、「がん患者支援の充実」に関しても、登録事業所を増やして、がんに関する正しい知識の普及を図り、従業員ががんに関わった場合の就労に対する理解を促すことで、がんの患者さんが働きやすい環境づくりに取り組んでいただくことを、登録事業所に推進しているところです。

最後に14ページ「8. 小児がん対策の充実」ですが、こちらは目標値の設定はしていませんが、小児がん拠点病院を中心に取組みを進めていただいているところです。

以上で、簡単ではございますが、「福岡県がん対策アクションプランの進捗状況」の報告といたします。

続きまして、議題2「がん対策基本法の一部改正について」ですが、資料2「がん対策基本法の一部を改正する法律 概要」をご覧ください。

皆様もご存知と思いますが、がん対策基本法の一部を改正する法律が、昨年12月の国会で可決されまして、改正されております。平成18年にがん対策基本法が成立して、10年の節目を迎えての改正となっております。

まず、「1. 目的規定の改正」として、「がん患者がその状況に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」が追加されております。

また、「2. 基本理念の追加」の主な項目ですが、①において、がん患者ががんの医療のみならず、福祉の支援、教育的支援などを受けることができるようにすることが追加をされております。それと合わせまして③にて、保健、福祉、雇用、教育などの関連施策と有機的に連携して、総合的に実施することが追加されております。

次に「4. 事業主の責務の新設」がされております。事業主はがん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力することが条文として新設されております。

次に「6. 基本的施策の拡充」に、具体的にどこが拡充しているのかが明記されております。この中で主なものとしまして、「(2) がんの早期発見の推進」では、がん検診によってがんに関わっているという疑いがある者が、適切な診療を受けることができるような環境整備をすること、並びにがん検診の実態把握に取り組むことになっております。

また(3)では、緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成を強化することとされています。

それと(5)と(6)は、先ほども申しましたが、がん登録や研究を推進していくことが書かれております。

(7)では、がん患者の雇用の継続として、先ほど、事業主の責務も説明しましたが、事

業主はがん患者の就労に関する啓発や知識の普及を行うこととなっております。

(8)は、「がん患者における学習と治療との両立」となっており、小児がんの患者さんなどが、必要な教育と適切な治療のいずれも継続できるように、環境整備をしていくことが書かれてあります。

最後の(10)ですが、「がんに関する教育の推進」ということで、学校教育や社会教育において、がん教育に取り組むことなどが追加をされております。

次のページからは、国の通知文と改正後のがん対策基本法の条文となっております。法律の条文につきましては、下線が引かれているところが追加等になっているところですので、ご確認いただければと思います。

続きまして、議題3「福岡県がん対策推進計画の次期計画の策定について」ですが、資料3の2ページの下のスライドをご覧ください。

資料3は国の資料になりますが、がん対策基本法で、政府はがん対策の推進に関する基本的な計画を策定しなければならないと規定されていることから、国はがん対策推進基本計画を策定しております。

次のページ右上のスライドでは、都道府県のがん対策推進計画についても規定されております。都道府県のがん対策推進計画は、国の基本計画を基本として策定することとなっております。

3ページの下のスライドは、国の基本計画見直しのスケジュールになりますが、平成24年に策定した基本計画が5年目となりますので、見直しの時期となっております。一番右端になりますが、平成29年6月に、次期基本計画の閣議決定がなされるスケジュールとなっております。

次のページの資料4をご覧ください。緑色の部分が、先ほど申しました国のがん対策推進基本次期基本計画の閣議決定がされる予定になりますが、この閣議決定を受けまして、福岡県がん対策推進協議会の中で、福岡県のがん対策推進計画を策定していきたいと考えております。

予定といたしましては、6月の閣議決定を受けまして、8月頃に第1回の協議会を開催して、骨子案の議論をさせていただきます。次に第2回の協議会を11月頃に開催いたしまして、各論の素案を議論していただいた後、パブリックコメントを実施し、第3回の協議会で最終案を議論したいと考えております。

なお、このスケジュールは現時点でのスケジュールですので、変更もあり得ることをご理解願います。

以上、大変簡単ではございますが、議題1から議題3まで、事務局から説明をさせていただきました。

(松田会長)

只今、議題の1から3まで説明がありました。

やはり、問題となるのはがん検診受診率がなかなか上がらないことです。全国的に見ても福岡県は下から数える方が早い状況です。

あと、精検受診率が問題ですね。検診センターの精度管理がかなり大きな問題だと思っております。

何か、議題1の「福岡県がん対策アクションプランの進捗状況について」、ご意見ご質問ありませんか。

では、無いようですので、議題2の「がん対策基本法の一部改正について」それと、議題

3の「福岡県がん対策推進計画の次期計画の策定について」、一緒にご意見ご質問いただけませんかでしょうか。

平成29年の6月に閣議決定がなされて、それからということになります。閣議決定が遅れると非常にスケジュールがタイトになりますので、その前から事務局としては準備をしていただきたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(前原副会長)

資料1の3ページの医療従事者の育成のところでお尋ねします。

計画策定時である24年度、28年度の現在、29年度の目標ということで数字が示してありますが、この数字だけ見ると意外と増えていない、現実としてこうなのかなというような気がしたのですが、これの出典は何からですか。

(砂田係長)

表の下に書いてありますとおり、拠点病院から毎年提出していただく現況報告から拾い出しております。

(前原副会長)

これは、福岡県全体ということですか。

(砂田係長)

はい。国指定の拠点病院と県指定の拠点病院の数になります。

(前原副会長)

これが現実の数なんです。

(岩本課長)

前原副会長のご指摘のとおりでございます。これは元々、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」におきまして、呼吸器外科専門医、消化器外科専門医、乳腺外科専門医を配置するようになっております。

ただ、個別の病院におかれましては、専門医の確保等についての課題があるようでございまして、我々としましては、毎年、現況報告していただいている中で、確保についてもお願いしているのですが、こういう状況になっているということでございます。

(松田会長)

薬物療法専門医のところ、なかなか大変ですが、何か先生方、ご意見ありませんか。

(塚田委員)

以前もこの協議会で申し上げましたが、全然、数が増えてこない。出来れば、拠点病院に対しての、配置を支援するような施策がないかと思えます。恐らく、病院によっては複数名配置しているところも結構あると思えます。そういう方々を、地域にうまく配置するような形とか、その病院が配置し易いような、何か支援するものがないかと思えます。いつも思っていることですが、我々のような臨床をしている者からすると、配置するメリットが個人や病院にどれくらい出るのかな、というところがあります。

それともう一つ、先ほど松田会長からがん検診受診率がなかなか上がらないということでした

が、個人的な意見と産業医としての感想ですが、今、福岡県でやっている「働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の登録事業所が急速に増えています。これは主に従業員、就労者の方を対象にしていると思います。我々産業医からしますと、従業員には多くの家族がいるわけですね。だから、登録していただく事業所の方に、もしもよければ、制度が違うのかもしれませんが、ご家族も検診を受けていただくような後押しが出来ればいいと思います。1万の事業所があれば、それ掛ける何万人かの方に啓蒙しやすいのではないかと思いますので、一つのアイディアとしてどうかと思って聞いていました。

(松田会長)

最初の塚田先生の薬物療法専門医の件ですが、藤先生、がん診療連携拠点病院として、何かご意見ありませんか。

(藤委員)

薬物療法専門医だけではなくて、例えば、薬物療法の薬剤師とかを含めてですが、拠点病院から育てようという機運というか、経営のこともあるのですが、なかなか十分に行き渡っていないと思います。もちろん、転勤がありますから、育てても出ていくわけですので、「新しく来る人は薬物療法専門じゃないとだめだよ」と言っても、なかなか来ないという事情もあると思います。ですから、ある程度の長い期間はかかるかもしれませんが、福岡県全体のパイを増やすしかないと思います。やはり、塚田委員が言われたようなことをしていかないといけないでしょうけど、このことは国全体でも同じようなことが言われております。私は厚労省のがん医療提供体制のあり方に関する検討会の構成員をしているので、その場でも「どこも人材不足だから国として施策を打たないといつまでも増えないよ」ということは言っていますけれども、それを県として独自に何か出来るのがあるのかどうか。もし、福岡県で独自に出来ることがあれば、何らかのアクションを起こさないと、いつまでも言うだけでは増えないのが現実なのではないかと思っております。

(松田会長)

それともう一つは、がん検診受診率のアップですが、保険者の問題がありますよね。例えば、小さな事業所ですと国民健康保険になりますし、もう少し大きいと協会けんぽになりますが、福岡県の職員は、がん検診はどうなっているのですか。

(岩本課長)

県職員の場合は、保険としては地方職員共済組合となっております。がん検診自体につきましては市町村が実施する検診を受診するというようになっております。ただ、共済組合の福利厚生事業でやっている人間ドックなどにつきましては、その結果を通知しますか、という質問項目がございますので、それによって結果の共有が図られている状況です。

(松田会長)

そうすると、県職員の皆さんはがん検診を受けていると解釈してよろしいですか。

(岩本課長)

市町村全てに、情報が提供されているかというところではないと思っております。これと同じ状況がいろいろな所にある、というわけがございます。

(松田会長)

まず、県から、隗から始めよ、ということで、その辺をお願いします。

だんだん年齢が上の方になりますとがん年齢になってきますので、その頃には非常に重要な位置になっています。若い頃からきちんとやって頂くとありがたいですね。

共済組合でも国保でも、とにかく保険者がどういうふうに解釈をするかというところが大きな問題だろうと思います。それで、がん検診の受診率は一気に上がってくると。

2年前に、対がん協会の全国大会が福岡県であった時に、メディアのトップの方が何人か来られていましたので、一緒に働く人たちも大きな戦力であるから、その人たちががんで仕事が出来なくなる前に、きちんとその人たちの健康管理をしてくださいという話はしたのですが、なかなか、理解していただけないようです。やっぱり、個人の問題にしてしまう。そうではなくて、もっと全体の問題に出来るような話を、いろいろな所で、先生方もやって頂けたらと思います。

検診率を上げるのは、本当に地道な努力しかないだろうと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

他に何かありますか。

(岩本課長)

がん検診の受診率向上に対する現在の県の取り組みや検討状況につきまして、ご説明させていただきます。

まず、がん検診受診率全体が低いというところに対する議論でございますが、がん検診につきましては基本的に市町村に実施していただくということがございます。福岡県におきましては、政令指定都市が2つございまして、その2つを合わせると県内の人口の約半分を占めるという状況がございます。従いまして、県としましても北九州市・福岡市とがん検診受診率向上対策について、今年度、いろいろな検討をしているところでございまして、県と協力して受診率向上対策が出来ないかということについて、一緒になって検討しているという状況はございます。

それから先程、塚田委員が言われました「従業員のご家族に対する受診勧奨について」でございますが、がん検診の取り組みを推進する事業所につきましては、従業員さんだけではなくて、ご家族にも勧奨していただきたいというお願いをしているところでございます。後程、ご報告させていただきますが、今回、知事表彰をさせて頂いた事業所では、従業員だけではなくて、来客者の方に対しても受診勧奨しているとか、また、ご家族にも受診勧奨している、というような取り組みにスポットライトを当てて表彰をさせていただいておりますので、そういう取り組みを少しずつ進めさせていただいているという状況でございます。

(深野委員)

先程からの「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」についてですが、平成28年11月28日に行われまして「平成28年度福岡県働く世代をがんから守る事業所フォーラム」に行きまして、すごく感動をいたしました。この取り組みを進めるには、事業所に登録してもらわないといけないということですが、まだ、2,873事業所ということで、1万事業所にはほど遠いのではないかと思いますけれども、登録に向けた広報というのはどのようにされているのでしょうか。

(岩本課長)

他の部局とも連携をいたしまして、広報はさせていただいております。

ただ、お伝えするだけでは足りない部分もあると考えておりますので、主に中小事業所が事業の対象となっていることから、協会けんぽと本県が結んでいる協定を活用しまして、協会けんぽの加入事業所に対しまして、協会けんぽと一緒に勧誘をさせていただいているというような状況もございます。

健康経営というのが最近、一部の企業では流行になっているところがございます。従業員の健康を守ることが中長期的には会社としての価値を高めるし、経営にもプラスになるという考え方が、少しずつ広がっているようなところがございますので、そういうことも踏まえて、協会けんぽ等と連携を取りながら、今後も登録事業所の拡大に努めていきたいと考えております。

(松田会長)

他に何か、ご意見ご質問ありますか。

無いようですので、次にまいります。

次は議題4「地域連携クリティカルパスについて」、津田先生、ご説明をお願いします。

(津田委員)

では、お手元の資料5をお開きください。

資料5にありますとおり、現在、8つの地域連携パスが動いております。実際にどれぐらいの患者さんに使われているかということにつきましては、後程、九州がんセンターの藤先生から補足いただけると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

資料5の2枚目の上の方に、今申し上げました、動いている8つのパスの絵がございますけれども、下の方の具体的なパスの内容につきまして、当初はステージのⅠとかでしたが、少しずつ術後のステージⅡとかⅢに広がってきているところでございます。

それから資料5の3枚目は、パスを決めていく運営の仕組み、スキームでございます。この「福岡県がん地域連携クリティカルパス作成に関する組織図」は、松田会長が医師会の専務理事の時に大変努力して作られたものです。藤先生もここに居られますから、私が説明するよりも、とは思いますが、少し変更がございますので説明します。

まず、福岡県がん診療連携協議会で大きな方針を決めまして、赤字の①になりますが、各がん別に「たたき台」を作成します。乳がんの方からずっとございますが、ここに、各拠点病院の先生方、それから医師会のブロックの方で、そういった診療に専門で携わっておられる会員の先生にも入っていただいて、パスのたたき台を作っていくということでございます。

そのたたき台を、赤字の③の先にある「福岡県医師会がん診療連携運営委員会」で、更に検討を行いまして、④の矢印のとおり、福岡県がん対策推進協議会で案を協議・承認するという事になっております。

ただし、福岡県がん対策推進協議会は、年間の開催回数が多いということもございませんので、福岡県医師会がん診療連携運営委員会で、よく議論をしていただいて、この推進協議会でご報告するという事で運用が行われております。

藤先生、何かございましたらよろしく申し上げます。

(藤委員)

今の、津田委員の説明に補足をさせていただきます。

昨年9月の段階で、福岡県でのパスの利用者は2,260人になっております。平成29年度の目標である2,300人の利用というのは、9月で2,260人ですから、もしかしたら超している可能性がありますので、数そのものは順調に増えてきていると思います。ただ、その数の伸び方が全国的にどうなのか、というようなことはデータがございませんのでよく分かりませんが、九州では熊本県がダントツのトップでございます。熊本県はがんに関わらず、地域連携クリティカルパスの発祥の地でございますので、もの凄いな数が増えております。福岡県は九州で2番目ですが、県によって大きな差がございます。

現在、ステージⅡ・Ⅲの術後の抗がん剤、がんはとったけれども術後の補助療法をするパスと

というのが、既に先ほどの医師会の運営委員会まで通っておりまして、もう、始まるばかりになっております。これらのパスは、術後に半年又は1年間、抗がん剤を服用するというございますけれども、かかりつけ医の先生方で「抗がん剤はちょっと出来ない」と言われる方も、まだたくさんいらっしゃいます。そこで、そこは融通を利かせて、半年なり1年なりは、全部がん拠点病院でフォローし、それから以降のフォローアップは一緒にしていくというようなことでもいいパスにしておりますので、次第に広がっていくと思います。

ただ、また新しいフェーズに入っておりますので、これは拠点病院が中心となって、各ブロック単位において、かかりつけ医への説明会を開いていくということになっております。

実は、昨年、2,000人ぐらいの患者さんがパスを使っているということで、福岡県でパスを使って半年ぐらい経つ患者さん、それから、実際に使っておられるかかりつけ医に対するアンケート調査を行いました。詳細は、長くなりますので申し上げますが、かかりつけ医の先生は「地域連携クリティカルパスは自分たちにとって有効か」という問いに対して、「43%が有効」と回答されました。まだ、あまり使っていないから分からないという方もいますけれども、「有効ではないと言われる人は10%」しかおりませんでした。「かかりつけ医が考える患者さんにとって有効か」という問いには「50%が有効である」というようなイメージを持っておられるということでした。それから患者さんへのアンケートでは430人から返事をいただいたのですが、「もっと広がった方がいいか」とか「よかったですか」という問いには「75%がよかった」と言っています。母数が430ですので十分認識していただいていると思います。かつ、「これはよくないよ」という方は「5%ぐらい」しかいらっしゃらないということです。我々も、もうちょっと厳しい意見が出るかと思っていたのですが、かかりつけ医の先生方にも患者さんにも、概ねステージIのフォローアップパスは有効であるということで、自信を持って今後も広げていけるのではないかと考えています。

(松田会長)

そのアンケートの中で、「これはよくないよ」と回答された5%の方は、どういったことで回答されたのでしょうか。

(藤委員)

フリーコメントもあるのですが、「よくない」の理由は「面倒だな」というのが多いです。「一々、また報告するの」とかですね。これらの意見は前からあっても、皆さんがそう思われることなんだと思いますけれども、段々と周知により認識が広がっていけば、良さが分かってくるのではないかと考えています。ただ、そういうことも一つ一つクリアして行きながら、改善をしておこうと考えております。

(前原副会長)

2,260人の内訳はわかりますか。

(藤委員)

概数で申しますと、胃がんが600、乳がんが600、大腸がんが400、前立腺がんはもの凄く後で始まったのですが、もう400になっております。肺がんが230。これらでほぼ2,200になります。要するに何がなにかと言いますと、肝臓がんがほとんど0（ゼロ）でございます。最近パスを変えまして、医師会の運営委員会で承認されたばかりですので、今から増えていくことになると思います。何がいけなかったかということ、肝臓がんのフォローはエコーが中心ですけれども、エコーをかかりつけ医の先生と拠点病院で、交替でやっというふうなパスだったので、それが受け入れられなかったということがございます。よって、エコー等々の精

査は拠点病院だけであるというパスで動かしていこうと思っております。これはがんだけではなく、C型肝炎とか、肝炎のフォローということも関わってまいりますので、そういうことも考えながら、パスを動かしていかないといけないと思っております。

(松田会長)

佐田先生、何か、ご意見はございますか。

(佐田委員)

治療方法やフォローの方法などに多様性がある、なかなか統一したものが出来なかったということがあるのかも知れませんね。今から、出来ていくのではないかと考えているのですが。

(松田会長)

資料5の3ページのクリティカルパス作成に関する組織図のことですが、この最後の方ですね。パスを作っていただいて、県医師会の運営委員会で練ってもらって、この福岡県がん対策推進協議会にかかると。それから下向きに⑤番の矢印が付いていますが、このところは、がんの診療連携の医療機関、かかりつけ医や紹介医などに、きちんと周知をする目的で、医師会の中に運営委員会を作っております。地域によっては、専門医ではない医療機関しかないというところもありますので、そういう先生方もきちんと分かるように各ブロックから出てきていただいています。ですから、もっともっと広がっていただろうと期待しています。藤先生、お忙しい中、いろいろとお手数ですがよろしくお願ひします。

他になにか、ご質問ご意見ありますか。

無いようですので、議題5の「がん教育推進事業について」お願ひします。

(寺崎委員)

体育スポーツ健康課でございます。

資料6「平成28年度福岡県がん教育推進事業実施概要」をご覧ください。

最初に、文部科学省の話を少々させていただきまして、説明に入りたいと思いますが、学校における健康教育につきましても、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するということが、健康教育の目標として掲げられております。国民の2人に1人が罹ると推測されておりますがんを巡る状況を考えますと、学校においてがん教育や健康教育を推進するうえで、大変意義のあることであるという認識のもとで、国の方でもがん対策基本法に基づくがん対策推進基本計画、これは平成24年に作られておりますが、この計画の中に5年以内に学校での教育のあり方を含め、がん教育をどのようにすべきかを検討し、検討結果に基づく教育活動実施をしていくというふうに分けられております。

このような状況の中で、文部科学省では平成28年度までに学校におけるがん教育のあり方について検討しまして、がん教育を来年度の平成29年度からの全国展開を目指すという方針を打ち出しておりました。また、平成26年度からは、国のモデル事業を開始しておまして、次期学習指導要領の改訂の中に、がん教育についてどのような取り組みを入れるかということ、今、検討されているところでございます。

そこで、お手元の実施概要でございますが、大きく4つに分けて実施をしておりますが、「3 実施内容」のところをご覧くださいと思います。

「(1) のがん教育推進委員会の設置」でございますが、この委員会は、大学教授、医師、がん経験者、実践校の校長、小中学校所管の教育事務所、県の保健医療介護部健康増進課、高校教育課、義務教育課等で構成をしまして、委員会を年に2回、実施をしております。この委員会では、

医師や大学教授から専門的なご意見をいただきながら、学校におけるがん教育のあり方を協議して、方向性を確認したところでございます。

「(2) 実践校における実践研究」でございますが、こちらは平成26年度から毎年、小学校1校、中学校1校、高校1校ということで実践校を指定しまして、ここ3年間やってまいりました。がん教育の目標は大きく3つございますが、一つ目に、がんやがん経験者に対する正しい理解と認識を子どもたちに身に付けさせること、二つ目に、命の大切さに対する理解の進化を図ること、三つ目に、がんの予防や早期発見に繋がる行動変容を促すこと、として、小中高の各校で、発達の段階に応じた内容で取り組んでいただいております。

実践校における子どもたちの感想等を紹介させていただきますけれども、「がんを経験された方の体験を聞くという、とても貴重な経験が出来ました。その中で、がんになっても必ず命を落とす訳ではないということが分かりました。そのためにも早期発見が大切であるということを知ることが出来ました。」といったことでありますとか、「命の大切さ、いつも感謝する、自分らしく生きる、という3つのことを聞きました。これはがんとなり、その大変な経験をされた後に改めて気付いたそうです。僕たちはこの3つのことをしっかりと頭に入れていきたい。」といった感想がございました。

また、子どもたちに行った事前事後の調査研究の回答におきましては、「がん検診を受けられる年齢になったら積極的に検診を受けようと思えますか」という問いに対しまして、事前では「そう思う」が「51.6%」でございましたが、授業後には「86.1%」の子どもたちが検診を受けるといふふうになってきており、そういった心情面、意識の変更に繋がっているということがうかがえます。

続きまして「(3) 研修会の開催」でございますが、がん教育の理解を深めるために、保健主事研修会、養護教諭の研修会、福岡県健康教育研究大会等で周知を図っているところでございます。

「(4) 実践事例集の作成」でございます。先程申しました小中高の指定校で平成26年度から実施しておりますが、3年間の取り組みをまとめた実践事例集を作成しまして、県内の全学校に配布しまして、がん教育の普及を図ってまいりたいと考えております。3年間の取り組みの成果でございますが、がん教育推進委員会において、がん教育を実施する際の課題と今後の方向性を確認することが出来ましたし、関係機関との連携が図れるようになってきております。

また、実践校における実践研究では、学校内での推進体制を構築しまして、がん教育についての職員の共通理解を図ることが出来ました。また、各教科等における授業作りにおいても検討したり、指導計画への位置づけをすることが出来たりしております。

また、がん経験者等の外部講師に来ていただいたことによりまして、子どもたちのがんに対する正しい認識、がん経験者に対する正しい認識を持たせることが出来たようでございます。

最後になりますが、がん教育の効果的な実施に当たりましては、実践校の取り組みの状況から見ましても、外部講師を活用することが非常に有効であると考えておりますので、外部講師の活用に係る健康増進課や関係機関との連携につきまして、今後とも、ご協力をお願いしたいと思っております。

(松田会長)

只今、がん教育推進事業について説明がありました。

福岡県は、学校保健会や教育大会等々で、きちんと中に入って取り組まれています。

最後に寺崎委員から「外部講師の件は健康増進課と連携をしながら」とありましたが、多分、それは「もう少し予算をくれ」ということですかね。

何か、ご意見ありますか。

(平川委員)

がんの子どもを守る会の平川でございます。

がん教育推進事業のことについて教えていただきたいのですが、実施内容の（３）で研修会の開催というのがございます。この中で、先ほど対象者が養護教諭の方等と言われましたけれども、実際に子どもたちに一番接する担任の先生方に対して、がん教育はどういった形で行われているのか。

あと、研修内容についてですが、小児がんのことについては、養護教諭の方も含めて行われているのかどうか。

それと、子どもたちに対するがんやがん経験者に対する正しい認識を深めてもらうということがございましたけれども、小児がんの子どもたちに対する認識については、学校の子どもたちに教えているのかどうかということも教えて頂きたい。というのはですね、病院から学校現場に復学したような場合に、やはり担任の先生の理解がないと復学が上手くいかないとか、引いては、学校の子どもたちも小児がんの子どもたちがどういうことを経験してきたのか、ということが分からないと、極端な話、いじめに繋がったりするわけですね。ですから、そういったところが学校の子どもたち、或いは先生方に伝わっているのかどうか、そういったところを教えてください。

（寺崎委員）

3点のご質問と思いますが、まず、担任の先生に対する教育ですが、このがん教育というのは、まだ緒についたばかりというところもございまして、特に小中高の発達段階に応じて、体育や保健体育科の保健学習等で扱われるというのが、メインといたしますか、そういった科学的な認識というところから入ってまいりますので、発達段階に応じて、中高に関しては健康に関するところの一つの例示として、所謂、死亡要因順でありますとかの流れの中で、がんというのが出てきまして、そしてその中で、個別の病気が例示をされるというような段階でございます。そういったところの科学的認識をもう少し深めていったり、あるいは心情面で子どもたちの意識を変容していったり、あるいは患者さんへの気持ちに迫っていくとかいう道徳的なところもございませう。そういった総合的なところを、今後深めていく必要があるということから、どんな教育のあり方が必要かということで、今回、3年間、福岡県でもやってまいりまして、これを29年度以降、更に深めながら広めていくという段階でございます。

2番目と3番目で小児がんのお話もございましたが、なかなかそこまではいっていないというのが現状でございます。

しかしながら、今後、様々な研修会等を使いまして、がん教育の必要性やあり方については、周知をしていくことが重要であると考えているところでございます。

（松田会長）

平川委員、よろしいですか。

（平川委員）

はい。

（深野委員）

具体的に、29年度からは、どれぐらいの学校で実施されるのですか。今までは、小中高各1校だったのが、拡大されてなさるわけですね。

それともう一つは、外部講師の中でがん経験者というのがありますけれども、そのがん体験者がその経験を話すに当たり、教育みたいなものをされる、又は考えていらっしゃるかどうか。実際にどういう内容を話すのか、とかのレジュメみたいなものがあるのかどうか。

(寺崎委員)

29年度からの展開でございますが、今までの3年間は、教育のあり方について調査・研究をしてまいりました。それについて、国の施策として「今後は出来るだけ全学校でやりなさい」といったような通知であるとかが来るだろう、という予想の元で動いておりまして、まだ、正式に「全ての学校でやりなさい」ということにまではなっておりません。

私どもとしましては、3年間で蓄積した調査・研究を冊子にして全学校に送付しますので、それを参考に出来るだけ実践をしていく方向をお願いをしていきたいというのが、今のところの考えでございます。

2つ目のがん経験者のプログラム等があるか、内容的なことも含めてでしょうけれども、それについても今年まとめる実践事例集の中に、モデル的な指導計画を載せますので、それを参考にさせていただくような形をとりたいと考えています。

それと、今まで実際に実践をしていただいた外部指導者の方々とは、学校教育あるいは学校の教育目標に準じているかどうか、学習指導要領等を逸脱していないかどうかなどを、担任や学校と事前に綿密に打ち合わせを行って、実践をしていただいているというのが現状でございます。

(藤委員)

今の、深野委員の話と関わりがあるのですが、福岡市でもこのような活動がされております。私も少し関わっているのですが、福岡市は来年度から全校で実践する予定の様です。もちろん、そこには教材としてのスライドを作ったりしています。だから県が遅れているとかそういうことではないのですが、地域によって大きな学校教育の差が出てくる可能性があるというのは認識しておくべきだと思います。

それから、今、深野委員が言われたように、外部講師というのは医療者が行くのではなくて、やはり、がんの体験者の方々が経験を話すということが、子どもたちにとって非常に大切なことの様でございますし、実際、そうだと思います。ただ、そうすると人が足りないです。いくら患者会の方々に頑張ってもらっても、全部の学校にはとても行けません。

福岡県で既に始まっているがん教育のモデル事業でやっている患者会の方についても、九州がんセンターがお手伝いをして、がんではない方が外部講師みたいにして行っているところがあります。ですから、その辺りもよく考えながら外部講師のことを計画していただきたい。少ない時はいいのですが、全部に広がった時の先のことも考えて外部講師の計画を立てていくべきかと思えます。よろしくお願ひします。

それともう一点ですが、福岡県でやられている教育の結果で分かってきたことが、がんのお母さんお父さんがいる子どもたちに対するケアが非常に重要になってくるという認識を持つておく必要があります。子どものがんではなくて、ご両親とかおじいちゃんおばあちゃんががんに罹っている子どもたちに対するケアが必要で、時には泣き出したり、気を失ったりする人が現実に居るんだそうです。では、そういう人には親の承諾を取ってがんであることを聞かせないとか、そういうレベルの問題ではなくて、そういう子達に対するケアを出来る知識を学校の先生たちも持つておく必要があると思えます。

これは大変なことだとは思いますが、担任の先生が、多分一番そういう子どもたちに接すると思えますから、そういう教育があった時にどういうふうなケアをしたらいいのか、ということの基本を知っておく必要があるし、全部のことが出来るわけではありませんから、そういうケアが必要な時には、どういうふうなところに相談に行けばいいか。例えば、拠点病院のがん相談支援センターとか、臨床心理士に繋ぐようなシステムを作るとかというようなことを考えていく必要があるかなと思えます。今の話は、九州がんセンターの臨床心理士が実際に経験して、そう感じているところですので、もし、協力出来るところがあれば協力していく体制を作っていくの

は、拠点病院がしていかないといけないことなのかな、と思っております。

(松田会長)

がん患者が増えていって、その子どもたち、あるいはお孫さんたちががん教育を受けた時のケアというのは、やっぱり大きな問題ですよ。スクールアドバイザーという制度もありますし、臨床心理士が各学校に福岡県は居ますので、その辺りの教育も必要になりますよね。

(岩本課長)

がん教育の重要性、またそれについての課題等についてご議論があったというふうに認識しております。

健康増進課としましても、教育庁と協力しましてモデル事業、実践校での実践につきましても協力して進めさせていただいているところでございます。

只今、ご議論いただきましたように、いろいろな面での課題がございます。マンパワーの話、また、どれぐらいのボリュームであるのかという課題がございます。寺崎課長からも、29年度以降、教育庁でも進めていくという方針だということでございますので、従来と同様に当課としましても協力して進めていきたいと考えております。

また、先ほどからご指摘がございまして、我々だけでは出来ない部分がございますので、例えば、藤委員が言われた拠点病院のがん相談支援センター等につきましても、また、本日も出席の方々というのは、福岡県のがん対策に関するそれぞれの部門の専門家の方々でございますので、ご相談すること等があるかと思っておりますが、その時はよろしくお願いたします。

(前原副会長)

小中高、それぞれ1校が実践校ということですがけれども、県内だけでもたくさん学校があると思います。このペースで増えていくと、いつになるのかな、という気がいたしますが、いつになったら、将来展望は見えるのでしょうか。

(寺崎委員)

今回、ここで説明させていただいたのは、モデル校ということで研究をしていただきまして、その実際のあり方についてまとめていただくということです。

実際にはですね、子どもが関わろうと関わらざるも、独自に実践をされている学校は結構あります。そういったものを包含しながら進めていくというところまでいっていないものですから、まずは、モデル校で実践研究してもらって、そのモデルを全校に示して、そのカリキュラムに従って実践していただくというのが、29年度からになるかということでございます。

(松田会長)

他に何か、ご質問ご意見ありませんか。

子どもの頃から、きちんとした知識を持っておくというのは非常に重要ですので、大変なことですがけれども、是非、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

それでは、用意された議題はこれで終わりますが、その他(1)「福岡県がん検診よか取り組み事業所知事表彰」結果等について、事務局から説明をしてください。

(砂田係長)

その他資料1をご覧ください。

第1回目の協議会では、表彰事業所の選考が出来ておりませんでしたので、委員の皆様には書面を持ってご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

その他資料1に5事業所を「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」への登録年度が早い順番に載せております。表彰事業所の対象としましては、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」に登録している事業所の中から、従業員やそのご家族に対して、がん検診の重要性を伝え、がん検診を受診しやすい職場での環境づくりに取り組むなど、他の事業所の参考となる取り組みをしている事業所を、地域や業種を考慮しながら選考し、今年も5事業所を表彰しております。表は、上から所在市町村、業種、従業員数、参考となる取り組み、の順で記載しております。

それでは、事業所名称や取り組み等、簡単に説明をいたします。

まず、柳川市の昭和舗道株式会社様は、事業所の管理職である社長様自らが、がん検診受診の声かけをしていただいております。

2つ目が鞍手町の有限会社光城建設様。こちらは従業員やご家族以外の来訪者に対してもがん検診受診の声かけをしていただいております。

3つ目が福岡市の宮川建設株式会社様。こちらの事業所は、実際がんにかかった従業員の方がおられたので、その方からがんの体験談を他の従業員に話してもらい、がん検診の重要性についての理解を促進する取り組みをしていただいております。

4つ目が、北九州市の九昭電設工業株式会社様です。がん検診を就業時間内に、有給休暇を付与して受診してもらうなどの取り組みをしていただいております。

最後に、福岡市の行政システム九州株式会社様です。こちらは、事業所の中でお一人決めていただくがん検診推進員さんが、いろいろながんの予防等に関する情報を活用して、独自に作成したがんに関する資料を従業員に提供するなど、取り組みの工夫をしていただいております。

表彰は、昨年11月28日にJR九州ホールで開催した「福岡県働く世代をがんから守る事業所フォーラム」で、300人を超える参加者のなかで実施いたしました。

また、5事業のうち3事業所、昭和舗道様、宮川建設様、行政システム九州様からは、従業員の健康を守るための心のこもったそれぞれの取り組みを、熱心に報告していただきましたので、参加者の皆様にも参考になったかと思えます。

今後も、働く世代のがん検診受診率向上を目指しまして、取り組みを進めていきたいと思っております。

続きまして、その他(2)「小児がん患者の教育支援に関する意見交換会に係る報告について」、ご報告をさせていただきます。最後のその他資料2をご覧ください。

平成28年度第1回目の福岡県がん対策推進協議会の時に、田口委員から、高校生の長期入院患者に対する教育支援についての課題が出されました。併せて、がんの子どもを守る会の平川委員からも、県として高校生の教育支援に取り組む仕組みを作って欲しいという要望が出ておりましたので、このことを受けまして、昨年11月21日に九州大学病院の会議室をお借りしまして、田口委員、平川委員、教育庁高校教育課、健康増進課などの関係者で意見交換を行っております。九州大学病院の治療現場やがんの子どもを守る会、それぞれの立場で様々な意見が出ております。

また、教育庁高校教育課からは、各県立高校へ、その他資料2の通知を出されておりますが、長期療養者に対して、個別に学習支援計画を作成し組織的な対応をすること、また、在籍校での弾力的な取り組みをお願いしたいということから、この通知を出されているとのことでした。今後もこの通知の内容が、十分徹底されるように、周知を徹底したいということをお伝えしております。

健康増進課としましては、先程、議題(2)でも触れましたが、がん対策基本法の中に小児がん患者等の学習支援について盛り込まれておりますので、今後、教育庁の関係各課と連携を取りながら、取り組みを進めていきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で報告を終わります。

(松田会長)

只今、がん検診よか取り組み事業所知事表彰の結果、それと小児がん患者の教育支援に関する意見交換会について報告がありました。

何か、ご質問ご意見ありますか。

(前原副会長)

事業所の知事表彰のところでは、今回、表彰された5つの事業所の内容を見ますと非常に立派だなと思いますので、これは、フォーラム参加者の前で表彰するとともに、ホームページに載せて、一般社会に向かって情報伝達をしてはいかがでしょうか。

(砂田係長)

ありがとうございます。

昨年度からこの表彰を始めておりますが、昨年度もホームページに表彰した事業所を紹介させていただきまして、地道ではありますが、少しでも取り組みを進めていければと思っております。

(前原副会長)

一般の方が、こういう企業で働きたいと思って、人材が集まってくるような形になれば、この検診推進事業も発展していくことになるものと思います。

(砂田係長)

ありがとうございます。

(松田会長)

他に何か、ご意見ご質問ありますか。

小児がん患者の教育支援についてはよろしいですか。

(田口委員)

この件につきましては、院内に高等部を作って欲しいというのが一番強い患者さんからのご希望なのですが、現実的には、小児がん患者さんの数がそんなに多くないということと、患者さん個別によって、いろいろな差があります。

その他資料1にずっと言葉がありますけれども、基本的には個別の学習支援ということですね。高等部については個別に対応することが基本ということは、仕方がないかなというところですが、将来的には、出来れば高等部を作ることを、今後も継続的にご考慮頂きたいと考えております。

本当は、高等部を作る方がいいというふうに考えていますけれども、一応、現時点では患者さんに個別に対応して頂けると理解しております。

(平川委員)

この前、意見交換会をさせていただいた時に、いろいろの方々の意見を聞かせていただきました。県からその他資料2の文書を各学校に出していただいているのですが、まだまだ、周知がなされていないということを伺っておりますので、周知を徹底して、実際に役に立つような仕組みを今後とも作っていただければと思います。

それと、がん対策基本法に新たに小児がんの子どもたちに対しての必要な教育とか適切な治療

との両立とかが出てきましたので、そのこのところを踏まえたところで、福岡県のがん対策でも仕組み作りをお願いしたいと思います。

(松田会長)

他に、何かご意見ご質問ありませんでしょうか。
どうぞ、佐田委員。

(佐田委員)

先程、学校教育の中でがんの教育支援を独自にやっている学校がいくつかあると言われておりましたが、その一番の原動力はどういうところですか。例えば、学校保健に携わっている人の中に、非常に情熱を持った人がいるとかですね。そういう解析はされているのでしょうか。

(寺崎委員)

分析はしておりませんが、理由は様々でございまして、学校長であったり、あるいは保健主事であったり、養護教諭であったりと、それからまた、PTA、保護者関係にがん患者の方の親御さんがおられたりといった関係であったりしますので、私どもで全てを承知しているということではございません。

(佐田委員)

こういうことを広く展開する場合に、内部から湧き上がっているといいますか、そういうものの解析は非常に重要だと思いますので、質問をさせていただきました。

(藤委員)

今の件でございませけれども、福岡県が全国のモデル地域になっているということを聞いております。多分それは、県ではなくて直接、福岡県の患者会か何かにアプライがあって、実際に活動を福岡県で始められているのではないかと思います。実際にそれは「いのちのホームルーム」という言葉で行われています。

九州がんセンターの臨床心理士の話によりますと、既に県内8,600人の子どもたちは「いのちのホームルーム」を受けているということでございます。

ですから、その辺りのことも調査されて、データとか、何か協力できることとかをすれば、ゼロから進めるよりは随分いいのではないかと思います。ちょっとインフォメーションと思ってお伝えいたします。

(松田会長)

それは国の事業ですか。

(藤委員)

国の事業だと思います。国立がん研究センターか何かが、委託として福岡県と全国いくつかの県だけでやるとか、そういうふうなことが多分ありますので。

すみませんが、そこはちょっと正確ではないので間違っていたら申し訳ないのですが、実際に患者会の方が「いのちのホームルーム」という名前を付けて福岡県を周って、8,600というデータがあるということでございます。

(松田会長)

8,600というデータはすごいですね。

これが国の事業なら県で分かるはずですよ。

(寺崎委員)

推測ですが、今モデル事業で3校指定してやっていただいておりますが、そこにも外部講師は入っていただいております。その方々が、福岡市であったり県内各地を周ったりして、今のような形で「いのちのホームルーム」を銘打ってやられている、と認識をしております。結構な数の学校にチームを組んで行ってありますので、そのことじゃないかと思います。

もう一点は、この3年間、調査・研究をやっていましたが、これは福岡県モデルとして文部科学省の研修会でも発表したもので、全国にも情報としてはいつているのかなと考えております。

(松田会長)

他に何か、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(塚田委員)

先程、会長からがんの薬物専門医の話がありましたので、私の方から話をさせていただいたのですが、専門医の増については医師個人では限界がありますので補足をさせてください。

内科でがんの専門医を取るためには、肺がんの化学療法、消化器がんの化学療法、乳がんの化学療法、血液がんの化学療法をしている、というのが条件です。そうしますと、これは今の臓器別の診療科では不可能でありまして、病院、施設や地域で取り組まないと、個人では取れないということがあります。

また、病院によっても問題点や課題が違ふと思います。例えば九州大学病院と他の病院とでは違ふしますので、是非とも県として、何が問題点で4年経っても専門医が増えてこないかということ、一度、洗い出していただければ、見えてくるのではないかと思います。

ちょっと、お手間ですけれども、いかがでしょうか。

(岩本課長)

1つの県だけ独自の理由というのもあまりないと思われまますので、むしろ、国とか学会レベルで検討されるべきものではないかなと考えます。

(塚田委員)

それは、専門医制度としては問題ないと思います。

専門医の問題ではなく、病院として育成するためにどう取り組まれるか、その問題だと思います。ただ、病院として、診療を実際にされておりますので、その中のやり方ではないかと思っておりますので、解決は可能だと思います。

(岩本課長)

病院としての取り組みということでございましたら、福岡県では拠点病院ということになりますので、県だけでどうこうということにはならないかなと考えます。藤院長等ともご相談させていただいてよろしいでしょうか。

(藤委員)

九州がんセンターにレジデントとかが来たら、科に関わらず、その人たちを採るために、血液内科が専門でも何ヶ月間か呼吸器科に行くように、とかローテーションはさせています。

ただ、それは、九州がんセンターががん専門だから出来ることで、それが大学とかで出来るのかどうかはよく分かりません。

九州がんセンターにレジデントとかで来たい人がいたら、ウェルカムでございます。それが、100人にも200人にもなったら人件費がどうこうとなりますけれども、それでも少しでも貢献出来るのであればいいかなと思います。ちょっと簡単には「はい」とは言えないところもあるかもしれません。ただ、拠点病院として育てなければいけないという使命は、私自身は持っているつもりでございます。

(前原副会長)

九州大学病院では、各診療科の医師ががんの薬物療法専門医を取得したいと思った場合、それぞれの科では修練できない領域のところについては、各科にお願いしています。

(塚田委員)

その問題もあると思います。九州がんセンターや九州大学病院であれば、人材を育成できる環境にあると思います。

ただし、先程松田会長から問題点の指摘があったのは、19施設のうち11施設しか配置出来ていないことです。そうすると拠点病院の中でも配置が出来ていないところがあるということです。拠点病院ということは、理屈で考えると、病院内で全て5大がんを診ているはず。そういう中では、自前で育成出来る環境があると思います。

つまり、九州がんセンターや九州大学病院という県拠点病院で育成して配置していくのと、自施設、インハウスで育てていくという、二つのやり方があるかと思っておりますので、是非とも前向きな何かアイデアを出していただければと思います。

(松田会長)

それは、塚田先生からアイデアを出していただいた方が、県が考えるよりも早いと思いますので、いいアイデアをよろしくお願いします。

他に何か、全体を通して構いませんが、何か、ご意見ご質問ありませんか。

では、無いようですので、議事の進行を事務局にお返しします。

(司会)

松田会長ありがとうございました。

今回の協議会が今年度は最後となっております。

先ほどの議題にもございましたが、来年度が福岡県がん対策推進計画の見直しとなっておりますので、来年度の開催回数については3回ほど予定しております。

来年度第1回目につきましては、国の動き等を踏まえたところで、日程が決まり次第、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、「平成28年度第2回福岡県がん対策推進協議会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。